

健康保険証の新規発行停止後における医療機関の受診 及び健康保険に関わる手続き等の変更について

ユニチカ健康保険組合

平素は健康保険組合の事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、今般の健康保険証の新規発行の停止に伴い、医療機関の受診及び健康保険に関わる手続き等が下記のとおり変更になります。ご確認の程よろしくお願いたします。

記

1. 医療機関の受診について

令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行はなくなり、医療機関等ではマイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード）にて保険診療を受けることが原則となります。ただし経過措置として、発行済みの健康保険証は最長1年（令和7年12月1日まで）使用することができます。

健康保険証をお持ちでない方で、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方（マイナンバーカードを取得していない方やマイナンバーカードを保有しているが健康保険証の利用登録を行っていない方等）については、「資格確認書」を使用して保険診療を受けることができます。

「資格確認書」の詳細は《別紙1：「資格確認書」について》をご確認ください。

なお、健康保険証をお持ちの方で、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方には、経過措置が終了する令和7年12月1日までに、申請いただくことなく「資格確認書」を当健保にて職権交付することを予定しております。詳細は改めてご案内いたします。

また、健康保険証廃止後の医療機関の受診について、令和6年10月にQ&Aをお示したところですが、今般、一部内容を追加・修正し更新しております。《別紙2：「健康保険証廃止後の医療機関の受診について」》を併せてご確認の程よろしくお願いたします。（赤字が追加・修正部分となります）

2. 新規に資格を取得する場合（異動等で記号・番号が変更になる場合を含む）の手続きの変更について

事業主から提出される「被保険者資格取得届」若しくは事業主を通じて提出される「被扶養者（異動）届」に「資格確認書」の要否を確認する欄を追加いたします。

「資格確認書」の交付を希望される場合は、届の「発行が必要」にチェックを付け、「資格確認書（再）交付申請書」と併せて当健保に提出してください。データ登録完了後に「資格確認書」を交付いたします。ただし、交付対象となるのは、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方のみとなりますのでご注意ください。

「資格確認書」の交付を希望されない場合は、データ登録完了後に「資格情報のお知らせ」を交付いたします。

なお、マイナ保険証をご利用いただくためには、事業主から提出される「被保険者資格取得届」若しくは事業主を通じ提出される「被扶養者（異動）届」を、当健保が受領し、医療保険者等向け中間サーバーを通じてオンライン資格確認等システムにデータ登録を完了することが必要です。届は、マイナンバー・氏名・生年月日・性別・住所等を正確に記入して、速やかに提出してください。**当健保が届を受領してからデータ登録完了までに通常5日程度必要です。**

3. マイナ保険証の利用登録解除の運用について

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を希望する方は、その旨を**当健保に申請することで利用登録を解除することができます。**「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を当健保に提出してください。申請者が健康保険証または「資格確認書」をお持ちでない場合は、「資格確認書（再）交付申請書」も併せて提出してください。速やかに「資格確認書」を交付いたします。

当健保が申請書を受領し、医療保険者等向け中間サーバーに解除申請者の情報登録を完了した日の翌月末日に利用登録が解除されます。申請者は、登録解除の状況をマイナポータルの「健康保険証の利用登録の申込状況」にて確認することができます。

なお、健康保険証の利用登録を解除した後でも、再度利用登録の手続きを行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルまたは医療機関等の窓口(カードリーダー)等にて登録することができます。

4. 限度額適用認定証等の取り扱いの変更について

下記の証について、マイナ保険証に統合されるため、マイナ保険証を使用する場合は医療機関等への提示は不要です。

〈限度額適用認定証〉

マイナ保険証を使用して医療機関等を受診する方は申請不要です。健康保険証若しくは「資格確認書」を使用して医療機関等を受診する方は、引き続き事前申請してください。証を交付いたします。

〈限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証〉

マイナ保険証を使用して医療機関等を受診する方は、事前申請は必要ですが証交付はいたしません。健康保険証若しくは「資格確認書」を使用して医療機関等を受診する方は、引き続き事前申請してください。証を交付いたします。

〈高齢受給者証〉

令和7年11月までは、従来どおり70歳到達時に該当者全員に交付いたします。

令和7年12月以降は「資格確認書」を発行している方に限り交付いたします。「資格確認書」を発行していない方には70歳到達時に負担割合等を記載した「資格情報のお知らせ」を交付いたします。

5. 各種届出・申請用紙の新設・様式変更・廃止について

当健保の各種届出・申請用紙について、「被保険者証」の記載を「被保険者等」と変更いたします。その他、下記の届出・申請用紙について、新設・様式変更・廃止いたします。

〈新設〉

- 資格確認書(再)交付申請書
- 資格情報のお知らせ(再)交付申請書
- マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

〈様式変更〉

- 被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届

※「被保険者資格取得届」及び「被保険者資格喪失届」は当健保のホームページには掲載しておりません。事業所担当者に Excel ファイルをお送りいたします。日本年金機構に提出する「被保険者資格取得届」(資格確認書の要否に関する記載欄があるもの)及び「被保険者資格喪失届」をコピーしてご使用いただくことも可能です。また、電子申請もご利用ください(旧様式の資格取得届を使用して電子申請を行う場合は、資格取得届の備考欄に「資格確認書要」と記載してください)。

- 被扶養者(異動)届
- 被保険者証 資格確認書 高齢受給者証 返納・回収不能届
- 任意継続被保険者資格取得申請書、任意継続被保険者資格喪失申出書
- 特定疾病 認定申請書

(主な変更内容は次のとおりです)

- ◇「被保険者資格取得届」「被扶養者(異動)届」「任意継続被保険者資格取得申請書」に、資格確認書の発行要否の欄を追加
- ◇「被扶養者(異動)届」の被保険者証の添付に関する記載を、被保険者証または資格確認書の交付を受けている場合は添付とする内容に変更。
- ◇「被保険者資格喪失届」に、資格確認書の回収欄を追加
- ◇「任意継続被保険者資格喪失申出書」の健康保険証のコピー貼付欄を、資格情報のお知らせまたは資格確認書のコピー貼付欄に変更
- ◇「被保険者証 高齢受給者証 返納・回収不能届」の名称を「被保険者証 資格確認書 高齢受給者証 返納・回収不能届」に変更し、資格確認書について記載できるように変更
- ◇「特定疾病療養受療証 交付申請書」の名称を「特定疾病 認定申請書」に変更し、特定疾病の認定を申請する内容に変更

〈廃止〉

- 被保険者証再交付申請書

新設・変更後の各種届出・申請用紙については、令和6年12月2日から当健保のインターネットホームページにてダウンロードしてご使用いただけます。

6. 資格取得時（異動等で記号・番号が変更になる場合を含む）に送付するリーフレットの変更について

「資格確認書」若しくは「資格情報のお知らせ」と併せて、下記リーフレットを配付いたします。

- マイナンバーカードで受診するための留意点
- 健保組合からのお願い ※内容が一部変更になりました。
- ジェネリックの使用啓発冊子（ジェネリックお願いシール）

7. 当健保のインターネットホームページの改修について

健康保険証の廃止に関連して、当健保のインターネットホームページ全般を改修し更新いたします。

- 更新日：令和6年12月2日

【留意事項】

「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」は、原則、事業主経由で送付いたします。
任意継続被保険者とその被扶養者には、ご自宅に送付いたします。

ご不明な点等がありましたら、当健保までお問い合わせください。

以上